

**令和7年度食関連事業者の販路拡大支援事業業務委託に係る
企画提案コンペ 参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

「みえの食」の販路を開拓するには、事業者自らが商談機会を活用してバイヤー等に対して積極的にアプローチしていく必要があります。

本事業では、商談会の実施や大規模食品見本市への出展を行い、「みえの食」の販路拡大を図ります。

特に大規模食品見本市においては、近年国内において関心が高まっている、食とテクノロジーが融合した「フードテック」に関連する企業等とのマッチングを図ります。

2 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名：令和7年度食関連事業者の販路拡大支援事業業務委託
- (2) 委託期間：契約日から令和8年3月19日（木）まで
- (3) 委託内容：別紙業務仕様書 2 委託業務の内容（3）委託内容 のとおり
- (4) 成果品：業務実施報告書（正本1部）及びその内容を記録した電子記録媒体（1部）
- (5) 納入場所：三重県 雇用経済部県産品振興課
- (6) 納入期限：令和8年3月19日（木）

3 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

4 契約上限額 10,223,786円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。なお、(1)及び(2)の条件については、参加資格確認申請に基づき下記6(1)の手続きにより確認し、(3)から(6)までの条件については、最優秀受託候補者決定後、下記8の手続きにより確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得な

い者でないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める書類を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和7年度食関連事業者の販路拡大支援事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において書面審査とプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀受託候補者を選定します。

また、最優秀受託候補者は、条件を付与した上で選定される場合があります。

（最優秀受託候補者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

(1) 参加資格確認申請書等

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類・・・1部

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。

【提出期限】

令和7年5月14日（水）11時00分まで（必着）

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班（三重県庁8階）

電話：059-224-2336

メール：syokusan@pref.mie.lg.jp

【提出方法】

上記提出先へ持参、郵便及び民間事業者による信書便又は電子メールにより送付してください。

なお、郵便、民間事業者による信書便又は電子メールで提出する場合は、提出期限までに、電話にて「17 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

※参加資格確認結果については、5月23日（金）17時00分までに、電子メールにて通知いたします。

(2) 企画提案資料

①見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・8部（正1部、写し7部）

※見積金額は本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。

※見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

※経費は個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるように記載すること。

※積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

※押印は省略可能であるが、その場合は担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

②企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

※A4版で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは12ポイント以上、20ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。

なお、企画提案書は、別紙業務委託仕様書の内容をふまえ、下記の項目を参考に可能な限り具体的に提案すること。

【業務の実施体制】

- ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
- ・業務に関するその他の組織等との連携体制

【提案書の概要】

- ・提案内容のポイント

【コーディネーターの提案】

- ・コーディネーターの候補及びその選定理由 等

【商談会の企画提案】

- ・具体的な実施案
- ・積極的に商談が行われるような工夫 等

【大規模食品見本市の企画提案】

- ・具体的な実施案
- ・効果的な商談が期待できる出展の工夫 等

【事前研修の企画提案】

- ・講師の候補及びその選定理由
- ・商談力向上に効果的な研修内容 等

【業務実施スケジュール】

- ・令和7年6月初旬頃の契約締結を前提に、令和7年6月中旬から令和8年3月19日までのスケジュール

※過去3年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

③提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自パンフレット等でも可能）・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

【提出期限】

令和7年5月26日（月）17時00分まで（必着）

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班（三重県庁8階）

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便及び民間事業者による信書便による送付に限ります。

なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「17 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

（3）最優秀受託候補者を選定するための評価基準

企画提案資料に記載された内容をもとに、以下の諸点を勘案して総合的に評価することとします。なお、「②企画性、③専門性」を重視した配点とします。

①目的適合性：配点比1

- ・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

②企画性：配点比2

- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。
- ・商談会の開催及び大規模見本市への三重県ブースの出展について、バイヤーへの訴求力が高く、商談の成立が期待できる内容となっているか。
- ・事前研修について、招聘する講師や研修内容が事業者にとって有意義な内容となっているか。

③専門性：配点比2

- ・本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しているか。
- ・過去に農林水産物や食関連商品の商談会運営業務を受託したことがあるか。
- ・新たなマッチングが期待できるバイヤーとのつながりを有しているか。

④業務遂行能力：配点比1

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・三重県との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。
- ・商談会及び見本市後も事業者からの相談に応じることができる体制を整えているか。

⑤経済合理性：配点比1

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

（4）第1次審査（書面審査）の実施

実施日時：令和7年5月27日（火）（予定）

なお、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

（5）第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提出された企画提案資料の審査を行うため、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

なお、プレゼンテーションにおける説明は、上記（2）で提出した企画提案資料により行うものとします。

実施日時：令和7年5月29日（木）（予定）

※提案者によるプレゼンテーションは、オンライン（ZOOMを予定）で行うものとし

ます。(資料の画面共有は行わないでください。)

※プレゼンテーションの実施日時・方法等については、第2次審査対象者に令和7年5月28日(水) 17時00分までに電子メールまたは電話で連絡します。

(6) 審査の結果

①第1次審査(書面審査)

審査の結果は、優良受託候補者(第2次審査対象者)を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

②第2次審査(プレゼンテーション審査)

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、第2次審査対象者に対して速やかに通知します。

(7) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

①企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

②提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。

③提案者が他人の提案の代理をしたとき。(委任状による委任を受けている場合を除く)

④参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。

⑤見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。

⑥住所(所在地)、商号又は名称等を欠く見積書を提出したとき。

⑦重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。

⑧提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

⑨その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(8) 業務委託契約の締結

最優秀受託候補者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

7 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 令和7年5月2日(金) 17時00分まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、下記の連絡先まで、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、令和7年5月8日（木）17時までに三重県のホームページに掲載します。

8 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）

9 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し委託契約を締結します。契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (3) 三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

11 委託料及び経費等

本事業は、委託料の範囲内で実施することとします。また、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限ります。

12 委託料の支払方法及び支払時期

業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に受託者の請求に基づき支払うものとします。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(2) 県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 障がいと理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

16 その他

(1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(2) 提出された企画提案資料は返還しません。

(3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

(5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。

(6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(7) 感染症の拡大など、不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

(8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

(9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

17 担当部局

〒514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：河村、大塚

電話：059-224-2336 F A X：059-224-3024 メール：syokusan@pref.mie.lg.jp